

令和8年度地域包括ケアシステム推進事業 「つながる・いわき」プロモーション等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、いわき市が、地域包括ケアシステム推進事業「つながる・いわき」プロモーション等業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験等に基づく事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 募集事項

(1) 業務名

令和8年度地域包括ケアシステム推進事業「つながる・いわき」プロモーション等業務

(2) 目的

市民が、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、フェイスブック、ポータルサイト、紙媒体、イベント等を通じて情報発信および交流の機会を創出し、地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現を図るものとする。

(3) 業務内容

令和8年度地域包括ケアシステム推進事業「つながる・いわき」プロモーション等業務委託仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

(5) プロポーザル方式を採用する理由及び採用するプロポーザル方式の種別

本業務では、地域包括ケアシステム推進事業「つながる・いわき」の推進に向け、効果的かつ効率的に訴求する企画による実施が必要であることから、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等、価格以外の要素を含めて総合的に最も優れた企画提案をした者を受託予定者として選定することができる公募型プロポーザル方式を採用する。

(6) 契約限度額

10,224,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※ 上限額を超えた提案は受理しない。

(7) その他

委託業務の実施に関しては、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、市と受託候補者で協議の上、決定する。

3 参加資格要件

以下の(1)から(8)までに掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成 22 年2月 22 日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (8) 国税及びいわき市税に滞納のない者であること。

4 プロポーザルの日程

実施内容	実施期間または期限
(1) 募集公告、資料配布開始、質問受付開始	令和8年7月21日(火)
(2) 参加表明書受付開始	令和8年8月3日(月)
(3) 質問受付期間	令和8年7月21日(火)～ 7月29日(水)
(4) 質問最終回答	令和8年8月3日(月)
(5) 参加表明書提出期限	令和8年8月13日(木)
(6) 参加資格審査結果通知	令和8年8月17日(月)
(7) 企画提案書提出期限	令和8年9月11日(金)
(8) プレゼンテーション審査	令和8年9月16日(水)
(9) 審査結果通知	令和8年9月18日(金)
(10) 契約締結(予定)	令和8年10月1日(木)

※受付等は、土・日曜日・祝日は行わない。

5 実施要領等の配布

配布時期 令和 8 年 7 月 21 日(火)から

※ 実施要領、各種様式、関係書類一覧の資料等については、市公式ホームページ(「トップページ」「産業・ビジネス」「入札・契約」「業務委託等の公募及び選定結果等」「令和8年度地域包括ケアシステム推進事業「つながる・いわき」プロモーション等業務委託公募型プロポーザルの実施について」)からダウンロードすること。

6 質問事項の受付

(1) 受付期間

令和8年7月21日(火)から7月29日(水)午後5時まで

(2) 受付方法

「質問書」(様式5)に記入のうえ、電子メールまたはFAXにて提出し、その旨を電話連絡すること。

件名は「令和8年度地域包括ケアシステム推進事業「つながる・いわき」プロモーション等業務委託に関する質問」とすること。

(3) 回答方法

質問の内容及び回答は、質問者に係る情報を伏せたうえで、本市ホームページで随時公表する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ通知する。

(4) その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

7 応募の手続き

(1) 参加表明書について

本プロポーザルへの参加を表明するにあたり、次の書類を提出すること。

No	提出書類	提出部数
1	参加表明書【様式1-1】 ※単独企業の場合	各1部
	参加表明書【様式1-2】 ※共同事業体の場合	
2	会社概要及び同種実施業務に関する実績表【様式2】	
3	同意書【様式3】	
4	商業登記事項証明書	
5	直近の国税の納税証明書	
6	直近のいわき市税の納税証明書 ※市内に事業所等がある場合のみ	
7	直近1年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)	

① 参加表明書の留意事項

- ・ 提出は、No.7を除き原本とすること。
- ・ 財務諸表については、直近のものであること。
- ・ 納税証明書については、3か月以内に発行されたものであること。
- ・ 令和8年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている者は、No.3～No.7を省略することができる。
- ・ 共同企業体の場合、No.2～7については、全ての構成企業について提出すること。
- ・ 書類の提出後に参加資格を有していないことが判明した場合には、参加資格は無効とする。
- ・ 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

② 参加資格審査結果の通知

参加申込に係る審査結果（参加資格の有無）については、令和 8 年 8 月 17 日（月）までに参加表明書に記入したメールアドレスに電子メールで送付する。

(2) 企画提案書（プレゼンテーション資料）について

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、次の書類を提出すること。

No	提出書類	提出部数
8	企画提案書(プレゼンテーション資料)	正本 1 部 副本 10 部
9	見積書【様式4】 積算内容を明示した内訳書（任意様式）	
10	実施方針、実施体制(担当者・経歴)、業務フロー、業務スケジュール、 企画提案テーマ説明資料等	

① 企画提案書の留意事項

- ・ 用紙は、原則A4版とすること。
- ・ 様式は任意とし、表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央にページ番号を印字すること。
- ・ 事業者を識別できる情報（社名・ロゴ等）は記載しないこととする。
- ・ 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合がある。

② 内容

- ・ 提案内容には、「評価基準（別紙1）」に記載されている各審査項目を含めること。

③ 企画提案書等の体裁

- ・ 企画提案書等の体裁については、次のとおり。

<正本>

提出部数：1部

表紙：「令和8年度地域包括ケアシステム推進事業「つながる・いわき」プロモーション等
業務企画提案書」及び「提案者名」を記載すること。

<副本>

提出部数：10部

表紙：「令和8年度地域包括ケアシステム推進事業「つながる・いわき」プロモーション等
業務企画提案書」とのみ記載し、「提案者名」は記載しないこと。

(3)留意事項

- ① 企画提案書は、行政情報としていわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）等関係規程に基づく開示請求があった場合、同条例第7条各号に規定する不開示情報を除き、第三者に公開する。
- ② 申請書類の内容に変更があった場合には、証明できる書類を添えて遅滞なく届け出ること。なお、申請受付期間終了後の変更は認めない。
- ③ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式6-1または6-2）を市へ提出すること。

- ④ 企画提案にあつては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。
- ⑤ 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。
- ⑥ 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- ⑦ 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- ⑧ 企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ⑨ 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- ⑩ 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ・ 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - ・ 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ・ 定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案
 - ・ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - ・ 虚偽の記載をした企画提案
- ⑪ 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で利用できるものとする。
- ⑫ 企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- ⑬ 企画提案に関し、本市が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。

8 各種書類の受付

(1) 提出方法

提出書類は、持参または配達完了が確認できる書留郵便等により提出し、郵送の場合には、提出した旨を電話にて御連絡ください。封筒には、「参加表明書等在中」または「企画提案書等在中」と明記し、受付期間内必着とする。

なお、電話連絡の時間は、受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出期限

- ・ 参加表明書等 令和8年8月13日(木)午後5時【必着】
- ・ 企画提案書等 令和8年9月11日(金)午後5時【必着】

(3) 提出先

「12 問い合わせ先・書類提出先」のとおり。

9 選定方法

(1) 審査委員会の設置

企画提案者等の審査及び評価は、本市が設置する「令和8年度地域包括ケアシステム推進事

業「つながる・いわき」プロモーション等業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、実施するものとする。

また、選定基準に適合者がいないと判断された時は、受託候補者を選定しない場合がある。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 企画提案書等の審査

- ① 実施期間 令和8年9月16日（水）（予定） ※時間・場所等の詳細は別途通知する。
- ② 審査方法 各提案者から提出された企画提案書等を、評価基準（別紙1）に基づき審査する。
 - ・ プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。
 - ・ 実施時間は、1事業者につき25分程度とし、説明時間を20分程度、ヒアリング（質疑応答）を5分程度とする。実施時間については変更する場合があるが、その際は各提案者へ連絡する。
 - ・ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。
 - ・ 説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

(3) 選考と結果

- ・ 評価項目ごとに採点し、委員の合計点の総計が最も高い者を「最優秀提案者（受託候補者）」に選定する。次いで、評価の高い者を「優秀提案者」として選定する。また、委員の合計点の総計が満点の5割を最低基準点とし、これに満たない場合は選外とする。
- ・ 提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、評価点が最低基準点以上であれば、その提案者を受託候補者として選定することとする。
- ・ 選考結果については、令和8年9月18日（金）までに電子メール及び郵送にて通知する予定。また、応募状況及び決定した受託候補者について市ホームページで公表する。

(4) その他

- ① 審査の結果、受託候補者なしとする場合がある。
- ② 受託候補者と決定された後、応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合、又は受託候補者に著しく不適当と認められる事情が生じた場合は決定を取り消す場合がある。

10 契約の締結

本市と本市が選定した最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合又は「3 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

11 その他

- (1) 受託候補者は、業務を開始する前において、経営状況の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により受託予定者としてふさわしくないと判断されたときは契約をしない、又は解除することがある。
その場合は、本市は一切の損害を負わないものとする。
- (2) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、本市は当該提案者を企画提案に参加させず、または公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (3) 後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。
- (4) 不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (5) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (6) 本市市勢の動向、及び基礎数字等は、本市公式ホームページ等を参照すること。
- (7) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

12 問い合わせ先・書類提出先

住 所：〒973-8408 福島県いわき市内郷高坂町四方木田 191 番地

担 当 部 署：いわき市保健福祉部 地域包括ケア推進課 地域支援係

電 話：0246-27-8574

F A X：0246-27-8576

電子メール：chiikihoukatsu-care@city.iwaki.lg.jp

※ 郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※ 電子メール又はFAXの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。